

## 平成23年度第1回理事会議事録

日 時 平成23年4月13日（水） 14：00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

張富士夫会長、佐治信忠、森正博、監物永三、岡崎助一、  
泉正文、尾崎宏、臼井秀明、宇津木妙子、勝田隆、  
神尾芳昭、坂口和隆、坂本祐之輔、篠宮稔、霜觸寛、  
田中道博、福島修、不老浩二、安井守、柳田昌秀、  
ヨーコ・ゼッターランド、横嶋信生の各理事

<監事>

中村正彦監事

理事総数26名、うち出席22名で、定款第37条に基づき理事会成立。

議事に先立ち、去る3月11日に発生し甚大な被害をもたらした「東日本大震災」の被災者及びその関係者にお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福を祈り、全員黙祷にて弔意を表した。

また、公益財団法人移行後最初に開催する理事会として、張会長並びに出席理事・監事からの自己紹介を行った。

その後、定款第34条により、張会長が議長となった。

議 案

第1号 地域スポーツクラブ育成専門委員会の新設について （岡崎理事）

本会の委員会構成については、定款第41条により「総合企画委員会」、第42条により「国民体育大会委員会」の諮問委員会を設置することとし、「専門委員会及び特別委員会」については、定款第43条から第45条により、「生涯スポーツ推進専門委員会」をはじめとする5つの専門委員会及び「秩父宮記念スポーツ医・科学賞選考委員会」をはじめとする4つの特別委員会を設置している。

地域スポーツクラブ育成事業の推進にあたっては、これまで「生涯スポーツ推進専門委員会」の中に、「総合型地域スポーツクラブ育成委員会」を設置し対応してきたが、地域スポーツクラブ育成事業では、全国各地の地域スポーツクラブの新たな創設や創設したクラブが自立するための事業展開を行っており、年々、その規模が拡充していることから、

本会としては、新年度を期に「総合型地域スポーツクラブ育成委員会」を独立させ、新たに「地域スポーツクラブ育成専門委員会」を設置したい旨を資料の「地域スポーツクラブ育成専門委員会規程（案）」に基づき説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第2号 副会長、専務理事及び常務理事の選任について (張会長)

副会長、専務理事及び常務理事については、定款第26条第2項により、「理事会の決議により、理事の中から選定する」とあり、人数については、定款第25条第2項により、「3名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる」と定めている。

これに基づき、副会長には、佐治信忠、森正博、監物永三の3理事、専務理事には、「常勤役員」として岡崎助一理事、常務理事には、泉正文、尾崎宏の2理事の選任について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第3号 副会長、専務理事及び常務理事の分掌について (張会長)

副会長、専務理事及び常務理事の分掌については、それぞれについて資料に基づき説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、選任の対象となる理事は、議決を回避した。

第4号 各委員会委員長及び委員の選任について (張会長)

諮問委員会の総合企画委員会並びに国民体育大会委員会の委員長は、定款第41条第3項及び第42条第3項により、「理事の中から、会長が委嘱する」とあり、また、各専門委員会及び特別委員会の委員長は、定款第45条により、「会長が委嘱する」とあることから、各委員会の委員長の選任について資料に基づき説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

また、各委員会においては、早々に委員会を開催し、所管事項を取り進めていく必要があることから、各委員会の委員の編成については、張会長及び各委員会の委員長に一任された。

第5号 最高顧問、名誉会長及び参与の委嘱について (張会長)

定款第32条第4項により、「最高顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及びスポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する」とあることから、安西孝之名誉会長を推薦したい旨を説明。

また、名誉会長の委嘱については、定款第32条第3項により、「名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する」とあることから、3期6年にわたり会長を務め、この3月に退任された森喜朗前会長を推薦したい旨を説明。

さらに、参与については、定款第32条第5項により、「参与は、この法人の理事、監事であった者及び特に理事会が推薦した者につき会長が委嘱する」とあることから、資料に基づき、この3月をもって理事又は監事を退任された板屋越麟一前理事ほか計12名を参与に委嘱したい旨を説明し、これらについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第6号 日本スポーツ少年団本部長、副本部長の委嘱について (張会長)

日本スポーツ少年団では、去る3月30日に委員総会を開催し、本部長として、坂本祐之輔氏、副本部長として、佐藤玉和、住谷幸伸、宇津木妙子の3氏を推挙している。

正・副本部長の委嘱については、日本スポーツ少年団設置規程第9条第1項及び第10条第1項により、「委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する」とあることから、委員総会での推挙のとおり、本部長、副本部長に委嘱したい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第7号 常勤役員の報酬について (張会長)

議案第2号で選任された岡崎専務理事の常勤役員としての報酬について、役員報酬については、定款第31条及び「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」第5条により、「月額報酬の号俸は、理事会の承認を経て会長が決定する」とあることから、これまでの岡崎専務理事の実績を踏まえ、月額報酬として、常勤役員報酬表第11号俸の月額120万円を支給したい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、平成23年度役員報酬の支給対象となる理事は、議決を回避した。

第8号 事務局長及び事務局長代理の任命について (岡崎専務理事)

本会は、去る4月1日、公益財団法人への移行登記を完了するとともに、本年度、創立100周年を迎え記念すべき年にあたる。

新たなスタートを切るこの機会に、事務局職員から、事務局長及び事務局長代理を内部登用し任命することを提案。

本件については、定款第46条第2項により、「事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する」と規定されており、事務局長には、川口三三夫事務局次長を、事務局長代理には、川島雄二事務局次長を任命したい旨、また、本件については本年4月1日に遡り実施することを説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第9号 事務局規程の改定について (岡崎専務理事)

公益財団法人への移行により、公益目的事業の取りまとめを行ったことなどにより、本会の事務局体制についても、体制の充実・強化を図る観点から、「事務局規程」の一部改定について資料に基づき説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

また、事務局運営上のその他の諸規程等についても、字句の修正などの必要が生じることとなるが、その対応については、張会長及び岡崎専務理事に一任願いたい旨を諮り、併せて可決された。

第10号 会議日程について (岡崎専務理事)

これまで本会では、理事会を年7回、評議員会を年2回開催していたが、公益財団法人への移行に際し、議事の内容と審議する時期を再度検討した結果、本年度から、これまで9月に開催していた理事会を取りやめ、定時に開催する理事会は年6回としたい旨を説明。

また、評議員会については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律181条及び本会「理事会規程」第3条により、定時評議員会については、来る6月20日(月)、グランドプリンスホテル新高輪において、平成22年度差事業報告及び決算、平成23年度第1次補正予算を中心に審議すること、臨時評議員会については、平成24年3月28日(水)、同会場において、平成24年度事業計画及び予算を中心に審議することについて説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、期日・会場の変更が必要な場合の対応については、張会長及び岡崎専務理事に一任願いたい旨を諮り、併せて可決された。

第11号 退任理事等の対応について (岡崎専務理事)

はじめに、五ノ坪和彦理事から、出身母体の役員を退任されたことにより、本会理事を退任する旨の報告について説明。

理事定数は、定款第25条第1項により、「理事は、18名以上28名以内」であり、今回、五ノ坪理事が退任された後の理事総数は25名

となり、規定の定数は満たしているが、公益財団法人として新たにスタートした中で、加盟競技団体の推薦理事で1名の欠員があり、また、都道府県体育協会の推薦理事では四国ブロック推薦理事が欠員となるため、本会の組織体制上、後任の理事を早急に選任する必要がある。

よって、後任の理事について、「評議員及び役員選任規則第3条（1）及び（2）」により、加盟団体から理事候補者を推薦したい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

また、「評議員及び役員選任規則第3条（3）及び（4）」により、理事会が推薦する学識経験者の理事候補者として、議案第8号により任命された川口三三夫事務局長を推薦したい旨を説明。

さらに、尾崎常務理事については、7月末をもって退任したい旨の要請を受けていることから、8月1日からの後任者について、「評議員及び役員選任規則第3条（1）」により、加盟競技団体から、理事候補者を推薦願いたい旨を説明し、併せてこれを諮り、可決された。

なお、理事候補者の選任については、定款第26条第1項により、6月開催の定時評議員会において審議願うこととした。

## 第12号 東日本大震災に係わる国民体育大会参加資格の特例について

(泉委員長)

本年秋の第66回国民体育大会本大会及び来年の第67回国民体育大会冬季大会については、開催地である山口県及び愛知県、岐阜県において、大会の運営に重大な支障をきたすような震災の影響は特段生じていないとのことから、今後大きな状況の変化が生じない限り予定どおり実施したい旨を説明。

一方、第66回山口国体の本大会への出場都道府県を決定する各ブロック大会のうち、東北ブロック及び関東ブロックについては、それぞれ宮城県・茨城県が開催県となっていることから、ブロック大会を実施することが極めて困難な状況との報告を当該県より受けている。

とりわけ被害の大きかった宮城県については、競技施設の被害状況の全容も把握できておらず、また、体育館等の施設は被災者の方々の避難所として使われている場合もあり、現在、ブロック大会の宮城県準備委員会より県競技団体に対して、競技会実施の可否の照会を行っているところであり、その結果を踏まえて具体的な対応の検討に入ることとなっている。

今後は、関係各機関・団体と密に連携をとりながら、一部競技の他県での実施を含めて調整を図り、競技会を実施できない場合の本大会出場都県の決定方法等について、本会と各ブロック大会開催道県の体育協会

及び競技団体との協議の上、適宜判断することとしたい。

また、参加選手に対しては、47都道府県が揃って山口国体へ参加できるよう、被災地から本大会へ参加する選手個々の希望を踏まえて、特例的に国体への参加を認めるなどの柔軟な対応行いたい。

については、国体参加資格上の特例を設けることについて、詳細な規定の内容を含め、張会長及び泉国体委員長に一任願いたい旨説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

今後は、文部科学省をはじめ、関係県と具体的な調整に入ることとした。

<意見>

尾崎常務理事 被災者並びに被災県に対して、競技の特性・実態に即した対応をお願いしたい。

神尾理事 東北ブロック選出理事としても、よろしく願いたい。

その他 本会職員労働組合との交渉権及び妥結権について（岡崎専務理事）  
本会職員労働組合から出される春闘及び各要求項目について、その交渉権と妥結権を張会長及び担当である岡崎専務理事に一任願い、今後の交渉を取り進めたい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

## 報告事項

### 1. 会務関係 （岡崎専務理事）

#### （1）公益財団法人への移行登記について

本会は、去る3月29日に内閣府から公益財団法人としての認定を受け、4月1日付にて公益財団法人に移行登記を完了した。

これにより、「公益財団法人日本体育協会」として団体名称を変更しスタートした旨を報告。

今後は、より公益性の高い事業の推進と法律に基づくガバナンスの強化を図り、我が国のスポーツの統括組織として、より健全な運営を行っていくこととした。

#### （2）創立100周年記念事業「スポーツ宣言」について

創立100周年記念事業については、来る7月15日（金）に記念シンポジウム東京会場を開催し、また、翌16日（土）には祝賀式典及びレセプションを実施する予定。

記念シンポジウムでは、昨年度、福島・京都・広島の3会場で実施した地域シンポジウムの成果を、21世紀の日本のスポーツの指針となるべく「スポーツ宣言」として取りまとめ、採択し公表することとしている。また、翌日の祝賀式典において、採択した「スポーツ宣言」を、実行委員会会長から本会会長及びJOC会長へ手渡していただくこととしている。

「スポーツ宣言」の作成にあたっては、その骨子・概要について、今月中旬頃には理事・監事の方々をはじめ、評議員、加盟団体にお送りし、文書にて意見を聴取し、本会ホームページ上でも公開し、学識経験者や一般の方々からの意見（パブリックコメント）を求めたうえで、「スポーツ宣言」の文案を取りまとめていきたい旨を報告。

## 2. 東日本大震災関係

### (1) 本会の対応について

(岡崎専務理事)

本会の対応としては、加盟団体等の関係者と協力して、被災された多くの方々を支援し、被災地におけるスポーツ活動が一日でも早期に再開できるよう微力ながら復興のための援助を行いたいと考え、さる3月18日より、資料のとおり義援金の募集・受付を7月まで行う予定である旨を報告。

また、スポーツ界全体としての取り組みとしては、本会が、JOC・日本サッカー協会・日本トップリーグ連携機構・日本スポーツ振興センターと共同で実行委員会を立ち上げ、アスリートによる被災地の学校訪問など諸事業を計画しており、被災地の子どもたちを中心に心や体のケアを行っていく事業内容を検討している。なお、実行委員会の設置・編成、今後の事業展開などの詳細については、張会長及び岡崎専務理事に一任願いたいとした。

さらに、甚大なる被害を受けた、被災地の都道府県体育協会に対しては、本会からの見舞金等の支援を行いたい旨を報告。

### 張会長からの提案

東日本大震災の復興を祈念しつつ、被災された地域を応援するため、国民体育大会をはじめとする本会が開催するスポーツイベントや事業、加盟団体が開催する事業などにおいて、その大会名に、復興支援を念頭においた名称を冠として付記し、スポーツ界全体で応援していきたいとの提案があり、了承された。

また、冠のネーミングについては、張会長と岡崎専務理事に一任された。

(2) 東日本大震災に伴う要望について (神尾理事)

東北体育協会連合会からの、国体及びブロック大会の開催方針、財源に関わる要望について、資料に基づき説明。今後については、岡崎専務理事、泉常務理事に関係諸機関と調整願うこととした。

(3) その他 (岡崎専務理事)

本理事会終了後、15時30分より、本会記者クラブの方々を交えて、役員懇談会を開催する旨を報告。

以上の諸報告をいずれも了承後、15時15分閉会。